

令和4年度第1回佐倉市景観審議会 議事録

日 時	令和4年10月17日（月）午前10時～午前12時
場 所	佐倉市役所 議会棟1階 全員協議会室（オンライン併用）
出席者	木下 剛会長、中島 伸副会長（オンライン参加）、永村 景子委員、田邊 学委員（オンライン参加）、内田 儀久委員、岩渕 明弘委員、林 洋太郎委員、小笠 法之委員、小沢 修委員
事務局	都市部長 川島 千秋、都市計画課長 菅澤 雄一郎、小田 賢治副主幹、林田 洋子主査、橋本 和喜主査、杉本 裕美主査補、古川 ゆり主事
議事	1. さくらの景観まちづくり賞について 2. その他
配布資料	資料1 令和4年度さくらの景観まちづくり賞の流れ 資料2 さくらの景観まちづくり賞 意見記入シート 資料3 さくらの景観まちづくり賞表彰要綱（案） 資料4 募集パンフレット（案） さくらの景観まちづくり賞 資料5 さくらの景観まちづくり賞 ホームページ資料 佐倉市景観審議会委員名簿
傍聴人	0人

【議事録】

発言者	内 容
事務局	<p>【議題説明】</p> <p>さくらの景観まちづくり賞について</p>
会長	<p>どこからでも結構でございます。ただいまのご説明、資料につきましてご質問やご意見があればよろしくお願いたします。</p>
小沢委員	<p>募集期間は例年この期間なののでしょうか。つまり、2ヶ月あるか、ないかぐらいの応募期間なのですが、例年もこのぐらいなののでしょうか。</p>
会長	<p>事務局説明お願いたします。</p>
事務局	<p>参考までになります。前回につきましては10月1日から募集を行っております。よって今年度は事務の関係上、期間が短くなっている状況がございます。</p>
会長	<p>前回も締め切りは12月末だったのでしょか。</p>
事務局	<p>はい。今年度と同じ12月末で締めております。</p>
会長	<p>今年は若干短くなっている状況です。これについて何かご意見ありますでしょうか。</p>
小沢委員	<p>あります。ただ、事務局の都合もありますので。</p> <p>あと、もう1点よろしいでしょうか。応募に関してですが、自薦と他薦どちらでも応募可能ということですが、他薦の場合、所有者の承諾をつけることと記載があります。結構これは面倒ですよね。景観は外観ですので町を歩いて、良い建物をみつけて「これを応募したい」という形で応募するのに所有者の同意を取ることが必要となると応募件数が減るのではないかと思います。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。これにつきまして事務局あるいは、委員の皆様はいかがでしょうか。まず、事務局から回答お願いたします。</p>
事務局	<p>こちらの他薦につきましては、要綱の規定に基づきまして実施しているところでございます。今後につきましても、基本的にはこの要綱に基づいて他薦の部分</p>

	についても、進めてまいりたいと考えております。
会長	今、他薦と自薦は例年どれぐらいの応募があるのでしょうか。事務局、ご確認をお願いいたします。
事務局	今ははっきりとした数値を持っていないので、この点につきましては後日ご回答させていただきます。申し訳ございません。
会長	簡単に他薦があったかどうかについてはお答えいただけますでしょうか。
事務局	平成25年に他薦がございました。
会長	今、ご指摘いただいたような他薦に伴う所有者等の了解に対して、何か他薦される方からご意見などは過去にあったでしょうか。
事務局	今の段階で過去に他薦についてどのような意見があったか承知しておりません。誠に申し訳ございません。
会長	何か今のことでご意見ございますでしょうか。
小笠委員	主に自薦、所有者が申請されたということですね。他薦が過去にあったという話ですが、数は少なそうですね。 私も自分が散歩していいなと思ったときに、見ず知らずの方にいきなりお邪魔して「景観まちづくり賞がありますよ」と言うのは少しハードルが高いと思います。その辺が、他薦が少ない原因じゃないかなと思いました。
会長	ありがとうございます。では、中島委員よろしく願いいたします。
中島委員	応募期間も短くなっているということもありますが、まちづくり賞の回数も重なってきています。こうした応募は数を重ねるごとに減っていく傾向にあると思います。そこをどう盛り上げていくかということが大事になってくると思います。 また、今ご指摘のあった自薦、他薦についてですが、これまで私が過去3回関わらせていただいて、自薦の方が多かったと記憶しています。事前に申請者が所有者の同意を取るのはかなりハードルが高い作業だと思いますし、他薦が出てこない要因としても考えられると思います。また、もし同意を取って応募したにも

	<p>かかわらず、そのあと賞に選ばれない可能性があるということも、申請する側や、所有する側で考えるところがあるのではないかと思います。</p> <p>そうすると、この賞の受賞候補を審査した後で所有者の同意を取って、受賞できるか、できないかということをそのあとの作業としてもよいのではないかと思います。先ほどもご意見あったとおり公共的な空間、道路などを歩いて見えるものの中で良さそうなものを挙げていただいて、挙げていただいたものの中から、この審議会の中で審議していく形をとれた方が、より幅広い候補の中で今年の賞が選べるのではないかと思います。</p> <p>審議会ですっかり、どういう観点からこれが良いといえるのかというところの理由付けをした上で、所有者の方に「実は推薦があるんですけど」というふうに、良い点を記載した文章とあわせてお伝えして、同意を取っていく方が、申請のハードルが低いと思います。通りがかりの見ず知らずの方が「いいと思っているんですけど推薦していいか」と所有者にいうのは非常にハードルが高いかなと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。確認ですが今のご意見は所有者の了解を取らずに他薦による応募を認めるということ。また、その際に審査する前ではなくて審査した後もし選ばれた場合に所有者の了解をこちらから取りつけるというご意見で間違いはないでしょうか。</p>
中島委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか。そうすると確かに他薦する側の負担っていうのはかなり減ると思います。しかし、そのようなことが可能かどうかだと思うのですが、事務局の方から何かございますか。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>頂戴した意見につきましては、会長とご相談させていただいた上でそのあり方について決めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>承知しました。ではそのように進めさせていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見いかがでしょうか。</p>
岩淵委員	<p>まちづくり賞は1回につき何個までというのは決まっているのでしょうか。それとも、良いものであればいくらかでも賞を与えるのでしょうか。例えば、3位ま</p>

	<p>でというような制限は決まっているのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>今回につきましては、数の制限は特にございませぬ。</p>
岩淵委員	<p>実際、応募がどのぐらいあり、前回の表彰は何個あったのかわかりますか。資料5が前回の結果でしょうか。</p>
事務局	<p>はいそうです。</p>
会長	<p>前回何件応募があったのかわかりますか。</p>
事務局	<p>はい。前回4件の応募がございまして4件が表彰されました。</p>
岩淵委員	<p>そういったレベルなのですね。 建築部門に関しては改築などをしない限り再度受賞はないのですよね。活動部門に関しては、昨年度も取ったけど活動を続けているといった場合には連続受賞も可能なのですか。</p>
会長	<p>これは事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には、1つの提案内容に対して1回だけ表彰と考えております。ただし、同じ団体であっても対象や内容が異なる場合や建築部門でリニューアルされてという場合につきましては、表彰対象と考えてよいものと考えております。</p>
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
岩淵委員	<p>前回分を拝見いたしますと、例えば千葉銀行さんが受賞されています。外装を塗り替えたのは私も知っていますが、これは自薦というよりも、例えば事務局の方から「応募しませんか？」って促したのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの千葉銀行につきましては事務局の方から促したというふうに聞いております。</p>

岩淵委員	4件しか応募がないというのは少し寂しいですから、たくさん応募があった中でこれが本当に賞に値するときに所有者の方に許可を得るのがいいのかなと感じました。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この景観審議会の委員から推薦の希望があるときは、事務局に申しあげればよろしいでしょうか。事務局から働きかけていただくという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	そのとおりでございます。事務局に委員の皆様からお申し出いただければ、私たちの方で対応させていただきます。
会長	<p>はい。他にご意見、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>永村委員お願いします。</p>
永村委員	私は応募件数の件についてですが、やはり多いほうが盛り上がっていいかなと思います。今回の応募について、事務局から働きかけようと考えているところがあるかどうかを教えてください。
事務局	<p>はい。ある程度あたりをつけているところはございます。</p> <p>話は変わってしまいますが、やはり件数が鈍化しておりますので、SNS等様々な媒体を活用して周知してまいろうと今年度は考えております。</p>
会長	永村委員いかがでしょうか。
永村委員	<p>はい。ありがとうございます。お声かけのご予定もあるということで、ぜひ頑張ってくださいと思っています。</p> <p>また、活動関係に関して市民公益活動サポートセンターがあると思いますので連携をし、候補となる活動がないか当たってみてください。あとは、隔年でフォトコンテストをやっていると思います。例えば、市民の皆さんが歩いていいなと思っているものは、写真で応募が挙げられている可能性もございますので、募集があった写真からも探してみてください。</p> <p>応募件数が少しでも増えてくるといいと思いますので、ご検討お願いいたします。</p>

会長	ありがとうございます。写真コンテストと連携できると確かにいいと思います。何か今のご意見について事務局からございますか。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 市民活動の関係については、市民公益活動サポートセンターと連携及び情報共有を図りながら、活動部分の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。写真展の関係につきましても、その材料を生かしながら表彰に繋がるように展開してまいりたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。林委員お願いします。
林委員	先ほど説明の中に応募用紙の建築部門に設計者、施工者名等を加えたという説明があったのですが、そのほかに今回の応募にあたって改正、見直しをした点等があればお聞かせ願いたいと思います。 また、先ほどから他薦の部分で様々な意見が出されておりますけれども、私もやはり同様に応募の段階で同意を取るのではなく、やはり推薦者がいいなと思ったときに出示していただいて、審査の後、決定をした段階で所有者の方に同意を取るという方法で広く募る方法をとった方がいいと思っております。
会長	ご意見ありがとうございます。1点目の質問の変更点について事務局からお願いいたします。
事務局	まず自薦、他薦の記入欄を設けたのが1点、応募用紙内に建築部門と活動部門の記入欄を明確に分け整理させていただいた合計2点が大きな変更点になります。
会長	林委員よろしいでしょうか。
林委員	そうすると今後他薦の部分を検討されていく過程の中でもし後に推薦決定をするということであれば、この応募用紙後段に記載されている対象者から同意終えたことがわかる書面を添付するという部分等は削除するという、この様式についても見直しをしていくということによろしいのでしょうか。
事務局	現段階では、要綱に基づいて関係者自身が同意を得ることになっておりますので、この部分につきましては先ほどお答えしたように、どうするかということ

	<p>会長と詰めさせていただいて、最終的にそのような方向になった場合についてはこのチラシから削除させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
林委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ではそのように進めさせていただきます。他にいかがでしょうか。</p>
田邊委員	<p>過去の作品を見ていると、特に建築部門ですが、新築やリノベーション、リニューアルをしたものが主体となっており、まちなかにある歴史的な建築物例えば、おそば屋さんの房州屋さんなどが挙がっておりません。</p> <p>これを見ていると、何か新しく変わる契機でないと応募できないような印象があります。すでに市内にある歴史的な建物などで町なかで歴史的なものだと認められているようなものは、応募できるようにした方がいいと思います。応募されていないのであれば、事務局から応募を促すとか、委員から他薦の形で推薦をする形にするともう少し増えてくると思います。</p> <p>今年の夏に、佐倉市がアド街ック天国で取り上げられた機会があったと思います。その時におそば屋さんの川瀬屋さん、房州屋さん、お味噌のヤマニみそさんが挙がっていました。外から見てこれ佐倉らしいねというものが挙げられていると思うので、そういうものはしっかりと承認されているという形を整えていく方がいいと感じました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。新築とか改築物件だけでなくいいというのは文言として記載がありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>そのように考えてしまいがちなところは確かにご指摘のとおりかもしれません。今からできることで誤解されないようにするアイディアはございますでしょうか。</p>
事務局	<p>誤解させない見せ方、募集の仕方については今後検討してまいります。</p> <p>歴史的な建築物等の情報については、文化課、佐倉の魅力推進課、商工振興課などが関連情報を持っていますのでそういった庁内の各課と連携して、外だけでなく内部からの掘り起こしも積極的に進めてまいりたいと考えております。</p>

会長	よろしくお願いたします。
小沢委員	整理の仕方の一つとして、新築とリノベーションに関しては建築部門、活動は活動部門で表彰し、先ほど田邊委員がお話になった歴史的な建物などは例えば街角部門など、まちの魅力を持っている建物という形で整理した方がいいのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。 もう1部門、歴史的な建物部門を作るといことでしょうか。
小沢委員	はい。予算があるので、急に増やすつもりはないのですが、受賞の数は先ほどの話でこだわっていないのであれば、そういう部門の一つ設けたほうがいいのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。今年度は難しいと思いますが、事務局からもし何かあればお願いします。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。この点につきましても会長とご相談させていただいて、そのあり方について決めてまいろうと考えております。
会長	今の問題について、ご意見あればいただければと思いますがいかがでしょうか。
岩淵委員	先ほど自薦、他薦のお話がありましたが、他薦が増えることによって、新築・リノベーション、歴史的建物関係なくどんどん応募が出てくるのではないかと思います。その辺はやはり応募の仕方、募集の仕方を検討されたらいいと思います。
会長	ありがとうございます。 続いて内田委員お願いします。
内田委員	新しく部門を増やす検討をするにあたって可能かどうかわからないのですが生垣も検討に加えていただけるとありがたいと思います。佐倉の城下町を形成しているのは建物とともに細い道と生垣だと思います。ですから並木町も少し裏に行くと生垣が結構残っていますので、何か検討する時にそれも一つ加えていただけるとありがたいと思いました。

会長	<p>確認ですが、新しく作る部門の中に生垣の要素を含めるということでしょうか。それとも生垣部門を作った方がいいというご意見でしょうか。</p>
内田委員	<p>そこまでは考えていなかったのですが、佐倉の景観って生垣に何かあるのではないのかなと漠然と思います。</p> <p>ですから部門を検討する時に合わせて生垣はどうなのかということも検討していただきたいと思います。どこの部門に入れるのかというのは私もまだわかりません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃるとおり生垣というのは所有者さんの思いと、やはり維持管理も大変な労力がかかりますので、そのようなものはまちづくり賞に私もふさわしい対象だと思っております。これも検討できればと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>もちろん生垣を新たな部門として入れるという考え方もあると思うのですが、生垣をきちんと設置管理される方は建物との調和を図る傾向がございます。なので私たちといたしましては、建築部門で生垣も含めてうまく拾えるように努力してまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>そのとおりだと思います。生垣単独で取り上げるというよりは一つの町並みを形成するものだと思いますので、そのようなとらえ方がよろしいかと思います。</p> <p>小笠委員お願いいたします。</p>
小笠委員	<p>活動部門のことで事務局にお尋ねしたいです。城下町とか町として有名なところを清掃活動されているボランティア団体がまちづくり賞として表彰されている傾向があると思います。しかし、佐倉といえば田園風景や里山というイメージがあります。通常の農業活動等と関連しているのですが、地区の農業団体の皆さんは年に2回ほど草刈、草取、木の剪定、水路掃除をかなり一生懸命やられています。田んぼの周りとは別に、農業用水や農業道路のところもです。</p> <p>おそらくそれは、農業に繋がることです。経営に繋がることなので、ボランティアではないのですが、その地区では景観をものすごく維持されていると私は感じます。</p> <p>そのようなものに関しても応募できる権利があるのかお聞きしたいです。</p>

事務局	<p>今おっしゃられたように、もちろん対象になるものと考えております。</p> <p>佐倉の原風景、自然景観を含めてやはり佐倉はとても緑が多い地域ですので、田んぼ等含めて、まだまだ掘り起こせば良好な景観あると思います。なので関係各課と連携し、掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今一連のご意見を伺ってそのようなものも応募できるのだと、幅広くこの景観まちづくり賞というのが位置付けられているということを知ってもらい取り組みが必要なのかなと感じてまいりました。</p> <p>建築部門、活動部門っていう括りが確かにこれだけでいいのかという気がしてまいりました。</p> <p>中島委員、どうぞお願いいたします。</p>
中島委員	<p>今ご意見あった生垣や自然景観の話もですが、事務局より SNS の活用という話もありましたので、例えば、Twitter で「今、佐倉の景観まちづくりを募集しています。ご近所で生垣のすてきなところないですか?」、「自然景観の素敵なおところないですか?」というような「例えばこういうものないですか?」と言うような呼びかけメッセージが Twitter などから出てくると対象がイメージしやすいと思います。過去の景観まちづくり賞の物件を1件ずつ順番に紹介し、「何かこれに類するようなものがご近所にございませんか。」というような投げかけの仕方があり得るかなと思いました。</p> <p>各種団体、景観審議会では3団体おられますが、会員の方に投げかけていただくような、投げかけ用のパッケージを事務局に作っていただいて、それを各委員から、各種団体の担当の方になげていただくという方法もあり得るかなと思いました。</p> <p>また、こういう募集はどこに向かってやっているのか情報のリーチが掴めなくて難しいところもあると思います。一方で、例えば今年度、何件募集を集めたいというような数値目標を設けるとやる気が出てくると思います。</p> <p>前回の4件はやはり少ないと思います。今、様々なご意見出てると思うのですが、それはやはり最終的に結果としては募集件数の数字で評価できるものだと思います。なので具体的な数値を目標として掲げると我々委員も含めて緊張感を持って行政を見守れるのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。目標値を定めることについてご意見をいただきました。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今、中島委員から感覚的な話ではなくて数値目標をとということでしたので、前</p>

	<p>回の実績を上回るように、4件以上は目指したいと思います。</p>
会長	<p>中島委員いかがでしょうか。少なくとも前回実績は超えるということによろしいでしょうか。</p>
中島委員	<p>はい。ぜひ努力したから件数が増えたってところまで、見たいなと思いました。</p> <p>できれば、まちづくり賞を実際に行うスケジュール前段の企画段階のところで審議会を開いていただいて、そこで様々なアイデアを反映できるとより良い募集ができたのではないかと思います。</p> <p>今回はできる限りのことは審議会後に行っていただきたいと思うのですが、次回以降に向けて、会議の設定の仕方をご検討いただけたらなと思います。</p>
会長	<p>はい、ご指摘のとおりです。余裕を持ってやりたいと思っています。事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>今後につきましては、なるべく早くお示しして充分実行に反映できるように、計画的に進めて参りたいと考えております。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。永村委員お願いします。</p>
永村委員	<p>先ほどから出ている風景について、生垣というご意見がありました。例えば募集チラシから受ける印象はかなり大きいと思います。前回、生垣の景観が受賞されています。なので、その写真を使っただくと良いと思います。また、今回使用している写真は2点とも建築部門だと思います。これは応募者が同じだったと思いますので、どちらか1件とし、生垣のようなこちらの意図するものがイメージされるような写真にチラシ等をご修正いただくといいと思います。</p>
会長	<p>検討させていただくということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、貴重なご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>私から質問なのですが応募された方が受賞するメリットの部分についてです。受賞のメリットは表彰状が授与され、同意があればそれが公表される以外にございましたでしょうか。応募を増やすという観点からメリットをきちんとアピールしていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>また、表彰状は屋内に飾ることしか出来ませんが、プレートのような屋外に貼り出すことが出来る、まちづくり賞を受賞したことがわかる副賞があると受賞者の励みになると思います。これは今後の課題だと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>令和2年度の景観審議会で、そのようなご意見を頂いていたことを踏まえて次回の景観まちづくり賞については、プレートのような副賞をお渡しできるように予算要求の前段階の実施計画では要求させていただきました。</p> <p>ただ、予算が伴うようになりますと、今後は、受賞の枠に上限を設けることとなりますので、審査基準など様々な制限をかける部分が出てきます。その点はございますが、令和2年度の景観審議会ではそのようなご意見を頂いておりましたので、メリットとして付加しようと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。1時間ほど活発なご意見や大変貴重なご意見をいただきましたが他に意見ございますでしょうか。オンラインの委員の皆様もよろしいでしょうか。</p> <p>ございませんようでしたら、次第1のさくらの景観まちづくり賞につきましては、頂いたご意見をできる限り考慮し、この案で進めていく方針にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>では、事務局の方向かございますか。</p>
事務局	<p>本日は貴重なご意見ありがとうございました。時間がない中でのご提案ということで、誠に申し訳ございませんでした。今後は、こういうことがないように計画的に時間をとって議事進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。あわせて、本日皆様から頂戴しましたご意見を参考にしながら、会長と相談した上で募集を進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは続きまして次第の2その他でございます。事務局よりご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議題説明】 その他</p>
会長	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>まず私から2点確認させていただきます。前回の審議会で森田委員から景観条例に基づく事前協議に関する審議会での報告のあり方について、もう少し詳しい</p>

	<p>内容が必要ではないかのご意見があったと思います。審議会の方で出されたご意見ですので、検討結果をこの審議会委員の皆さんと共有しておく必要があると思います。</p> <p>次に今出ました景観条例に基づく事前協議に関してアドバイザー案件がございましたので、アドバイザーの先生方から、何かこの審議会の方でご報告なり、ご意見しておいた方が良いでしょう。以上2点です。最初の質問からお願いします。</p>
事務局	<p>個人情報に関する部分ですが、民間についてはやはりプライバシーの問題もございまして、基本的には今、担当からご説明した内容程度で報告させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>この部分の傍聴は可能ですか？</p>
事務局	<p>可能です。</p>
会長	<p>承知いたしました。昔のことで覚えてない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、もうこの点はよろしいでしょうか。何か質問等あればお願いします。</p> <p>続きまして2点目になりますが、アドバイザーの委員の皆様から何かあればお願いいたします。中島委員、お願いいたします。</p>
中島委員	<p>景観アドバイザー制度では、1度アドバイスを求められた案件が出てきてそれについて各アドバイザー委員でコメントを寄せるやり方で事前協議を進めています。</p> <p>結局最後どのようなようになったのか個々の案件についてはこの審議会委員で報告される形となっております。なので、景観アドバイザー内でのフィードバックが仕組み、若しくはやりとりの中で良いのではないかと思います。</p> <p>内部の仕組みの話になってしまいましたが、アドバイザーも今ここで報告を聞いたので、意見を求められても吟味できていないところです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。何か事務局の方からございますか。</p>
事務局	<p>すいません貴重なご意見ありがとうございます。お忙しい中アドバイザーの皆様からいただいた意見について、うまくフィードバックができていないという部分につきましては、会長とご相談させていただいた上でフィードバックのあり方について、決めていきたいと考えております。</p>

<p>会長</p>	<p>私もアドバイザー制度の詳細について、理解してないところがあります。 中島委員の今のご意見はアドバイザーからご意見を出して、それがどのように反映されたのか、アドバイザーには知らされていないということでしょうか。</p>
<p>中島委員</p>	<p>そのとおりです。よほどのことでない限り、一方通行のやりとりを一往復する形になっています。可能であれば、どのようなアドバイスをするとどのように反映されるかというところまでやれると、次に似たような案件が出てきた際にどのようなアドバイスができるか、少しずつ蓄積されていくと思います。 案件が増えてきているため、アドバイスの効果は確実にあると思いますが、アドバイスの質を上げるやりとりが事務局とアドバイザー間である方が、より効果的になっていくと思います。専門的な見地からこのようにするべきという意見を相手に投げておき、届いたか、否かわからないのは、状況としてよくないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>よくわかりました。それを踏まえて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。他に田邊委員から手が挙がっております。よろしく願いいたします。</p>
<p>田邊委員</p>	<p>アドバイザーの案件として、今回は民間の建築物等を挙げていただけてますが、比較的公共の案件が多いです。 民間の建築物についてはプライバシーの問題等があり、ある程度開示できる情報が限られることは理解できます。しかし、市が管理している公共施設については、アドバイスの内容やどのように反映されたか、どのような点が反映できなかったかのかという点について、少し具体的にお話していただいてもいいと思います。 民間の方はアドバイスを反映してくれているけれども、公共が変わらないケースが往々にしてあります。なので、公共施設についても審議会で共有しなければ質が上がらないと思います。物件の内容によって開示するレベルを考えて審議会でも報告をしていただけて、アドバイスを反映できたこと、できないことというのを共有していくことが必要だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。何か事務局の方からございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。田邊委員からお話しありましたことを踏まえて、会長と検討して参りたいと考えております。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他によろしいでしょうか。永村委員、お願いいたします。</p>
<p>永村委員</p>	<p>私もアドバイザーを務めさせていただいております。佐倉市役所がやられる公共事業の土木事業を特によく見ます。その際に課内で本当に景観計画や景観づくりをきちんと把握されているのか心配になる考え方で設計されたものが出てくる場合があります。なので、可能であれば景観勉強会などを庁内で今後検討され、公共事業から少しずつ質を上げていくことにもう一度立ち返って考えていただくと良いと思います。今年度はないのですが、昨年度は公共事業の案件が多く出ていたと思います。その際に思いましたので、意見として申し述べさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の会議は以上となります。委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして令和4年度第1回佐倉市景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>オンライン参加の皆さんもありがとうございました。</p>